

特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

国家戦略特別区域法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

- 特区自治体が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、10点を加算します。

(東京都の対象企業)

- ① 東京都が実施する金融系外国企業発掘・誘致事業において、同事業による支援のもと、投資計画書（都内進出の意思決定文書）を東京都に提出した企業
- ② 東京都が実施するアクセラレータプログラム（フィンテック分野）に選定された企業
- ③ 東京都が実施する金融系外国企業拠点設立補助金を利用した企業

(広島県の対象事業)

広島県内投資促進助成要綱に定める事業のうち、以下に掲げるいずれかの事業を利用している企業

- ① 先端・成長産業集積事業
 - ② 先端・成長研究開発集積事業
 - ③ 企業人材転入事業
 - ④ 研究開発機能拠点化事業
- 対象となる企業には、別添の証明書（参考）が発行されますので、申請の際は、写しを添付してください。

[国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業認定企業証明書（東京都）](#)

[国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業認定企業証明書（広島県）](#)